

第5次朝霞市総合計画（案）

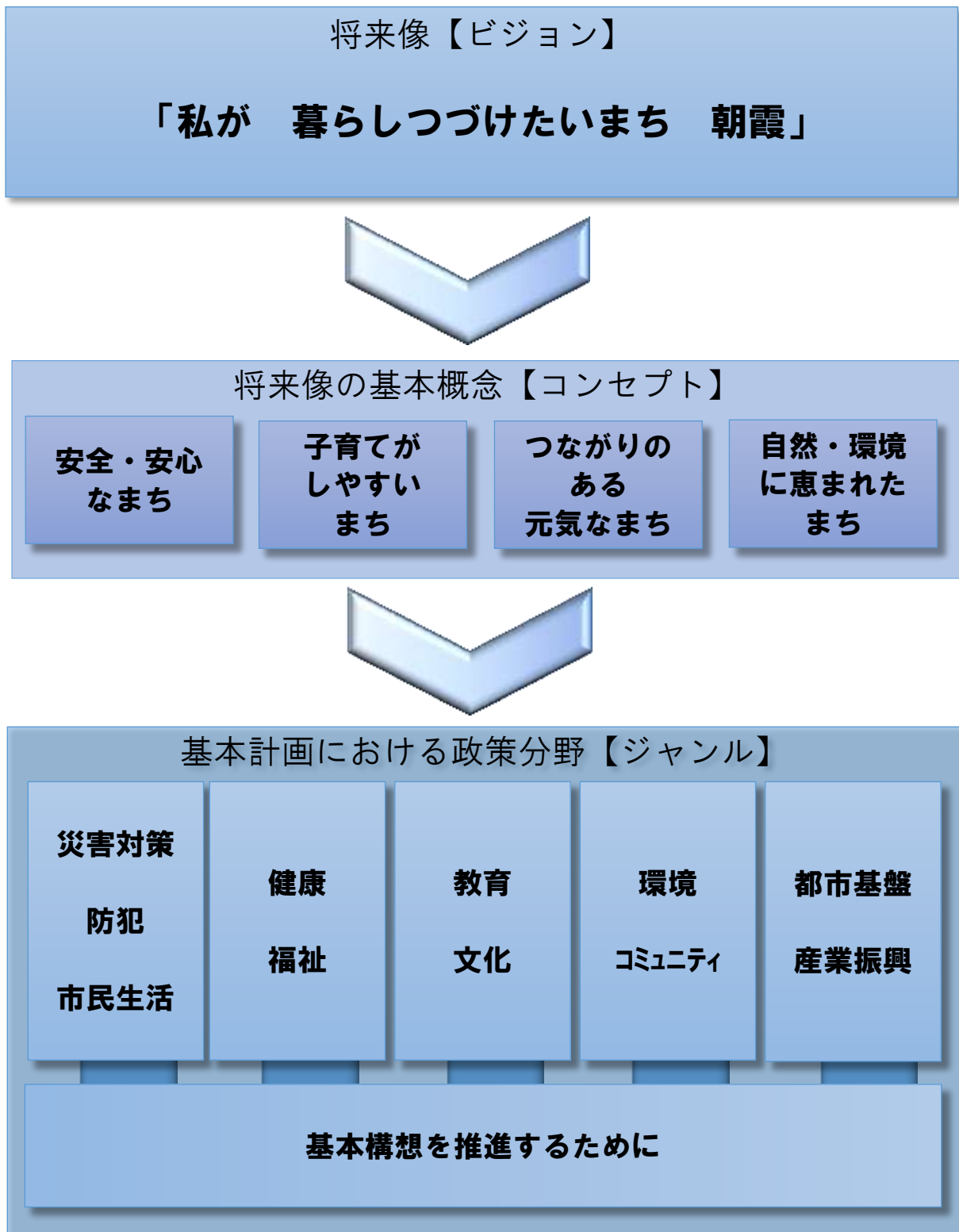
私が暮らしたいまち 朝霞

基本構想（案）



第1章 基本構想について

1 基本構想の構成図



2 基本構想の概要

基本構想は、市民と市がともに実現をめざす将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すもので、平成 28 年（2016 年）度を初年度として、平成 37 年（2025 年）度を目標年次とする 10 年間の計画です。

3 基本構想の構成

国が進めている地方分権など様々な社会状況の変化を受け、今後はますます市民と市の協働でまちづくりを進めていくことが求められます。そこで、第 5 次総合計画の基本構想は、これまでのように市の政策分野に沿って体系的に方針を示すのではなく、まちづくりの主役である市民と市が共有できるものとなるよう、新しい構成としています。

政策を立案・推進する際の留意点【ポイント】

思いやりをもった
まちづくり

参加と協働による
まちづくり

経営的な視点をもったまちづくり

第2章 朝霞市の将来像

1 将来像（ビジョン）

私が 暮らしつづけたいまち 朝霞

朝霞のまちには、子どもからお年寄りまで、たくさんの人が暮らしています。このまちに住んでいる人、学んでいる人、働いている人、活動している人など、「朝霞に関わりのある一人一人が主人公である」との意味を込めて、将来像の主語を“私”としています。

“私”が、朝霞というまちを愛し、「朝霞に暮らしつづけたい」、「朝霞で暮らしてみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちにしていきたいと思えます。

2 将来像の基本概念（コンセプト）

「私が 暮らしつづけたい」と思えるまちであるために、日々の安全・安心や、人々のつながり、元気や潤い・やすらぎなどは、誰にとっても欠かせません。また、将来にわたって暮らしつづけるために、未来を担う子どもを育てやすいことや、私たちが暮らす環境が守られていることなども大切です。

このようなことから、具体的にどのようなまちであれば、「私が暮らしつづけたい」と思えるのか、「私たちのまちはこうありたい」、「こうあってほしい」という想いを、「安全・安心なまち」、「子育てがしやすいまち」、「つながりのある元気なまち」、「自然・環境に恵まれたまち」という4つの基本概念（コンセプト）としてまとめました。

この4つの基本概念（コンセプト）を私たちと市役所が共有し、みんなで同じ方向を向いて力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。

安全・安心なまち

“安全・安心なまち”とは、私が「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時には、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

日常生活においては、安心して平穏に子どもを育て、老後を過ごせることが必要です。また、誰もが安全に不自由を感じることなく行動でき、不安をかかえずに日々を過ごせることが必要です。

また、災害による被害をできるだけ少なくするよう日頃から備えをし、万一、災害が起きても、みんなで助け合って乗り越えていける、そのようなまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 人にやさしいまちへ
 - ・誰もが歩きやすい歩道の整備や生活道路の安全確保
 - ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備
- ◆ 支え合う心で安全・安心なまちへ
 - ・地震災害時の避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備
 - ・集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策
 - ・上下水道などのインフラ、公共施設などの計画的な耐震化・老朽化対策
 - ・防災、減災のための、自助、共助、公助による地域防災計画の推進
 - ・市民・地域の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などの支援
 - ・警察や消防などの関係機関、地域の事業者との連携
 - ・社会的弱者といわれる子ども、高齢者、障害のある人、低所得者などが地域で自立した生活を営むために必要な支援
 - ・市民が安心して暮らせるための社会保障制度の適正な運営

子育てがしやすいまち

“子育てがしやすいまち”とは、私が「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

そのためには、子どもたちがのびのびと成長し、学び、遊べる良好な環境が整い、私が安心して楽しく子どもを育てるための様々な支援が充実している必要があります。

さらに、自然や文化に接しながら、子どもたちが心豊かに成長し、質の高い教育を受けられる、そのようなまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 子育てしやすいまちへ
 - ・妊娠から出産・子育てと、ライフスタイルに合せた支援体制とサービスの充実
- ◆ 子どもたちがいきいきと育つまちへ
 - ・全ての子どもが健やかに成長できる地域の環境づくりの推進
 - ・急激な社会の変化に対応するための教職員の資質向上や教育内容の充実
 - ・虐待やいじめ、不登校等の問題を解決するための、子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
 - ・障害のある人となない人が共に学ぶことのできる教育制度（インクルーシブ教育システム※）を踏まえた、一人一人の障害等に応じた教育の充実

つながりのある元気なまち

“つながりのある元気なまち”とは、私が「いきいきと暮らし、さまざまな人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

そのためには、個人の価値観やライフスタイル、異なる文化的背景をお互いに尊重し合いながら、地域に住む人々が連帯し、私たちの誰もが住みやすいまちにしていくことが必要です。

また、近くににぎわいのある商店街があるなど、各施設がまちのなかにバランス良く存在していれば、地域で働く機会も増え、より活気のあるまちになるはずです。そのような元気なまちにしていきたいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ つながりのあるまちへ
 - ・自治会やボランティアなどコミュニティ活動の活性化と連携の促進による住民の地域意識の醸成
 - ・生涯学習に対する市民の関心の高まりに対するスポーツや芸術文化などの活動支援及び学び合いによるまちづくりの推進
 - ・目的型コミュニティ活動の支援
 - ・多文化共生の考えのもと、お互いを理解しあうためのコミュニケーションの促進
 - ・コミュニティバス運行や路線バスとの連携による公共交通ネットワークの充実
- ◆ 元気なまちへ
 - ・高齢者の豊富な知識や経験の活用、学習活動・就業への支援
 - ・いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるための、介護予防や医療・福祉（介護）サービスの質の向上
 - ・健康づくりの取組の充実
 - ・消費者ニーズに対応できる商業の振興、商店街の活性化
 - ・起業家や中小企業への効果的な支援
 - ・雇用機会の創出と労働環境の充実の支援

自然・環境に恵まれたまち

“自然・環境に恵まれたまち”とは、私が「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

そのためには、豊かな自然や環境を守り、育て、さらに魅力を引き出していくことが何よりも大切です。

まちの自然・環境のすばらしさを、誰もが自信をもって語り合い、歴史や文化伝統を誇れるようなまちを創り出したいと思います。

【政策づくりに当たって重視すべき事項】

- ◆ 自然・環境がいきるまちへ
 - ・ 自然と調和した適正な土地利用の促進
 - ・ 市民との協働による河川環境や樹林地、湧水、公園緑地などの保全・活用
 - ・ 地域の特色をいかした美しい景観の保全・創出
 - ・ 環境保全のための活動の支援、環境にやさしいまちづくり
 - ・ 循環型社会の構築に向けた市民と行政が一体となった取組の推進
- ◆ 歴史や伝統がいきるまち、魅力ある文化を創造するまちへ
 - ・ 朝霞のあゆみを後世に伝えていくための地域の歴史や伝統文化の継承・保護
 - ・ 恵まれた自然や環境を生かした朝霞独自の文化の継承・創出・育成
 - ・ まちの活性化を図るため、市と市民の協力によるまちの魅力（文化・環境・ひと）の発信

第3章 政策を立案・推進する際の留意点（ポイント）

市は、総合計画が市の最上位計画であることから、全ての施策の整合を図りつつ、財政状況や時代の流れに対応していくため、計画の達成度だけでなく、効果などもわかりやすく評価できるよう努めるとともに、その評価結果を踏まえ、施策や事業を柔軟に見直すものとします。

また、将来像の確実な実現に向け、あらゆる政策を立案・推進する際の留意点として、「思いやりをもったまちづくり」、「参加と協働によるまちづくり」、「経営的な視点をもったまちづくり」の3点を掲げます。

市民と市は、この留意点（ポイント）を共有し、ともにまちづくりを進めていきます。

思いやりをもったまちづくり

①人権を尊重し共助の心をもつ

- ・市民は、お互いに尊重し合い、支え合う心を大切にします。
- ・市民と市は、人種や国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず公平に社会で活躍できるまちの実現に向けて取り組みます。

②ユニバーサルデザインの視点をもつ

- ・市民と市は、子ども、高齢者、障害のある人など、誰にとっても暮らしやすいまちの実現に向けて取り組みます。

参加と協働によるまちづくり

①お互いの情報を共有する

- ・市は、まちづくりの現状や課題などの情報を市民へ積極的に提供します。
- ・市民と市、または市民同士で、それぞれの特性を最大限に生かしてまちづくりを進められるよう、お互いが有する情報を積極的に共有します。

②誰もが参加できるようにする

- ・市は、市民一人一人の思いを大切にし、まちづくりに生かすことができるよう、一人一人の市民に合った多様なまちづくりへの参加の機会を提供し、市民もまちづくりへ積極的に参加します。

③市民と市がそれぞれの役割を果たす

- ・市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任でまちづくりに参加するように努めます。
- ・市は、参加と協働によるまちづくりを推進し、市民活動を支援します。

経営的な視点をもったまちづくり

①目標達成に向け、計画的かつ柔軟に取り組む

- ・市は、中長期的視点から持続可能な計画を立て、社会状況に変化が生じたときは手段を柔軟に見直して対応します。
- ・市は、持続可能なまちとなるよう、現在のみならず将来を見据えた取組を実施します。

②経営資源を最大限に生かして取り組む

- ・市は、市へ納められた税金が、このまちをよくするために役立っていると市民が実感できるよう、常に行政改革に取り組み、最小のコストで最大の効果が上げられる経営を進めます。
- ・市は、まちづくりの担い手を育て、まちの基盤を整えるなど、将来のために必要な投資を継続的に行います。

③公正で透明な行政運営に努める

- ・市は、公正な行政運営に努めるとともに、基本構想・基本計画に掲げる目標の達成状況、事業の取組状況など、市政に関する情報などをこれまで以上に積極的に公開して市の透明性を高め、市民への説明責任を果たします。

第4章 政策分野（ジャンル）

市は、将来像の実現に向け、5つに分けた政策分野と基本構想を推進するための考え方について、具体的な施策を立案し取組を進めます。

これらの分野をより具体的、体系的にしたものが次項以降に掲げる基本計画です。

